

奈良県広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

奈良県広域水道企業団議会議長 南 満

奈良県広域水道企業団議会規則第2号

奈良県広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

奈良県広域水道企業団議会会議規則（令和7年2月議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。